

任期制職員給与規程

平成27年4月1日

規程第17号

改正 平成27年10月1日規程第31号、平成28年4月1日規程第43号、平成29年4月1日規程第71号、平成29年4月1日規程第82号、平成29年6月30日規程第89号、平成30年2月13日規程第100号、平成31年1月31日規程第115号、令和元年5月9日規程第2号、令和2年1月30日規程第29号、令和2年3月26日規程第20号、令和3年1月28日規程第12号、令和3年3月29日規程第16号、令和3年11月12日規程第11号、令和4年3月24日規程第26号、令和5年1月19日規程第13号、令和5年3月29日規程第22号

目次

第1章 総則(第1条～第13条)

第2章 給与

　第1節 本給及び年俸(第14条～第17条)

　第2節 手当(第18条～第22条)

第3章 給与の特例(第23条～第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の雇用期間の定めのある職員で任期制職員就業規程(平成27年規程第7号)第2条に規定する任期制職員、及び無期雇用転換職員就業規程第2条(令和4年規程第20号)に規定する無期雇用転換した任期制職員(以下「任期制職員」と総称する。)の給与について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 任期制職員の職務の等級を上位の職務の等級に変更することをいう。
 - (2) 降格 任期制職員の職務の等級を下位の職務の等級に変更することをいう。
 - (3) 昇給 任期制職員の号給を同一の職務の等級の上位の号給に変更することをいう。
- (給与の区分)

第3条 任期制職員の給与は、年俸又は月給とし、それぞれ第2項又は第3項の各号に定め

る区分により支給する。

2 年俸による任期制職員(以下「年俸制職員」という。)の給与。

(1) 年俸

(2) 手当(通勤手当、超過勤務手当、扶養手当(無期雇用転換した年俸による任期制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。))

3 月給による任期制職員(以下「月給制職員」といい、このうち無期雇用転換した職員を、以下「無期転換した月給制職員」という。)の給与。

(1) 本給

(2) 手当(本給の特別調整額、期末手当、通勤手当、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、地域手当、超過勤務手当)

4 任期制職員のうち、満年齢60歳に達した日の属する年度を超える年度で雇用される者、及び、その職務の専門性から年俸制職員とすることが妥当として機構が認めた者は、第2項に定める年俸制職員とし、それらに該当しない者は、第3項に定める月給制職員とする。
(重複給与の禁止)

第4条 任期制職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 任期制職員の給与は、法令及び労働者代表との書面による協定により任期制職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接任期制職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、任期制職員が自己の預金又は貯金の口座への振込みを申し出したときは、その方法によって支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第6条 任期制職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が任期制職員就業規程第12条第1項、無期雇用転換職員就業規程第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。ただし、第19条に規定する期末手当を支給する月にあっては、その都度別に定める日とすることができる。

2 年俸制職員の給与は、前項の支給定日において、年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)、通勤手当(第20条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に

限る。)、扶養手当(無期雇用転換した年俸による任期制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)及び前月分の超過勤務手当を支給する。年俸制職員が年度の中途において採用され、又は年度の中途において退職したときは、勤務しなかった月の年俸月額に相当する額は支給しない。

3 月給制職員の給与は、第1項の支給定日において、当月分の本給、本給の特別調整額、通勤手当(第20条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、地域手当及び前月分の超過勤務手当を支給する。

4 年俸制職員が給与の支給定日後に採用されたとき、及び、年俸月額又は通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給することができる。

5 月給制職員が給与の支給定日後に採用されたとき、及び本給、本給の特別調整額、通勤手当、扶養手当(無期転換した月給制職員で、無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。支給要件及び支給期間は別に定める。)、又は地域手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実の発生したときは、翌月の支給定日に支給することができる。

6 任期制職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給することができる。

(非常時の支給)

第7条 任期制職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常のときの費用に充てるため給与の支給を請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給することができる。

(日割計算)

第8条 月の中途において採用、退職その他異動があったときの年俸制職員の年俸月額又は月給制職員の当該月の本給、本給の特別調整額、通勤手当及び地域手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は定員の削減のため若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職し又は解雇させられたときは、この限りでない。

(給与の日額)

第9条 前条の規定による日額は、年俸制職員にあっては支給される年俸月額を当該月の日

数から休日を除いた日数で除して得た額とし、月給制職員にあっては支給される本給、本給の特別調整額及び地域手当のそれぞれの額を当該月の日数から休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第10条 年俸制職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、年俸月額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額とする。

2 月給制職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、本給の月額、本給の特別調整額の月額及びこれらに地域手当割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときはその端数金額は1円として計算する。

(給与の減額)

第12条 任期制職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあったときを除くほか、その勤務しない時間の1時間につき第10条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当月分の給与の支給期間において、勤務すべき全時間について勤務しなかったとき又は給与から減額すべき金額が本給、本給の特別調整額及び地域手当の月額の合計額を上回るか又はこれに等しいときは、本給、本給の特別調整額及び地域手当の月額の合計額を減額する。

3 前2項の規定により減額した給与の額が第5条1項の控除すべき金額を下回るときは、その控除は、機構が指定する方法で行うものとする。

(在外職員の給与)

第13条 在外任期制職員の給与は、在外職員の取扱いに関する規則(平成27年規則第20号)に定めるところによる。

第2章 給与

第1節 本給及び年俸

(本給及び年俸)

第14条 任期制職員の受ける本給及び年俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して決定する。

- 2　満年齢60歳に達した日の属する年度を超える年度で雇用される年俸制職員の年俸は、年俸等区分表(別表第1)に定める等級により支給する。ただし、当該区分表により難いときは、都度定める。
- 3　職務の専門性から年俸制職員とすることが妥当として機構が認めた年俸制職員の年俸は、その職務の専門性、知識及び経験を勘案して都度定める。
- 4　月給制職員の本給は、級別本給表(別表第2)に定める等級・号給により支給する。
- 5　給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。
 - (1) 2等級 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役
 - (2) 3等級 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント
 - (3) 4等級 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター
 - (4) 5等級 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター
 - (5) 6等級 係長、主査及び係員
- (昇格)

第15条 機構は、任期制職員の勤務成績等に基づき、当該任期制職員の契約を更新する際に、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則(平成27年細則第15号)に定める基準により昇格させることができる。

(昇給)

第16条 機構は、月給制職員の勤務成績に応じて、当該月給制職員の契約を更新する際に、昇給させることができる。

- 2　昇給の号給数は4号給を標準として、1号給から6号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。ただし、55歳を超える職員については、2号給を標準として、1号給から3号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。
- 3　次に掲げる月給制職員には、昇給を行わない。
 - (1) 退職手続中の月給制職員
 - (2) 直近1年以内に停職以上の懲戒処分を受けた月給制職員
 - (3) 本給の月額がその属する等級における最高の号給となっている月給制職員
- 4　機構は、年俸制職員の契約を更新する際に、総合評価結果に応じて年俸額の100分の5の範囲内で年俸額の改定を行うことができる。
- 5　前各項に規定するもののほか、昇給の基準、手続等は、初任給、昇降格、昇給等の取扱

い細則に定める。

(降格)

第17条 任期制職員は、次の各号のいずれかに該当するときには、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則に定める基準により降格されることがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため業務に耐えられないとき。
- (3) 自ら降格を希望して申し出たとき。
- (4) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前項の降格は、降格審査委員会における審議を経て行うものとする。

第2節 手当

(本給の特別調整額)

第18条 本給の特別調整額は、次の各号に掲げる月給制職員の区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 107,000円
- (2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 102,000円
- (3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 87,000円
- (4) 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター 34,000円

2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったとき(業務上若しくは通勤途上における負傷若しくは疾病による欠勤を除く。)には、その月の本給の特別調整額は、支給しない。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する月給制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し又は解雇された月給制職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した月給制職員にあっては退職日現在)における期末手当基礎月額(次項の規定により算出される額をいう。)に、人事評価の実施細則(平成27年細則第22号)に基づいて定める業績評価の評価ランクに応じた係数を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。この場合において、在職期間の計算等に必要な事項は、手当支給に関する細則(平成27年細則第21号)に定める。

- 3 期末手当基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。
- (1) 本給及び扶養手当(扶養手当は無期転換した月給制職員に限る。)
 - (2) 前号の額に地域手当割合を乗じて得た額
 - (3) 本給に、次に掲げる職務の区分に応じた管理職加算率を乗じて得た額
 - ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の23
 - イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の16
 - ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 100分の14
 - (4) 本給及びこれに地域手当割合を乗じて得た額の合計額に、それぞれ次に掲げる職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額
 - ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の20
 - イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の18
 - ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 100分の15
 - エ 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター 100分の10
 - オ 係長及び主査 100分の5
- 4 第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた月給制職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。その際、機構は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していないとき。
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

5 機構は、前項の一時差止処分について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつたとき。
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつたとき。
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。
- (4) その他一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとき。

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

- (1) 月給制職員が、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、任期制職員就業規程第61条第2項、無期雇用転換職員就業規程第67条第2項の規定により免職となつたとき。
- (2) 基準日前1月以内から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した月給制職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる任期制職員に対して、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次項に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする任期制職員(交通機

関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の任期制職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる任期制職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする任期制職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の任期制職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる任期制職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする任期制職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である任期制職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる任期制職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる任期制職員

支給単位期間につき、次のア及びイの区分に応じて定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(その額に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(以下「運賃等相当額」という。)

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出するときにおいて、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

(2) 前項第2号に掲げる任期制職員

次に掲げる任期制職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,100円
- イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる任期制職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった任期制職員のうち、当該異動又は事務所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その任期制職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び前項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される任期制職員との権衡上必要があると認められるものとして手当支給に関する細則に定める任期制職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される任期制職員について、出張、休職、退職等により通勤しない期間が生じたときは、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、当該任期制職員に、使用されるべき通用期間の定期券等の払戻し相当額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当支給に関する細則に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算定方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、歩行することが著しく困難な任期制職員等に係る特例、テレワークの実施に関する取扱い細則(令和3年3月29日細則第15号)に基づく、テレワークの実施にかかる通勤手当の支給方法、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(扶養手当)

第20条の2 無期雇用転換した月給制職員（60歳以下の無期雇用転換した職員及び無期雇用転換職員就業規程第52条ただし書きの読み替えによる満年齢に達するまでの職員に限る。）に支給する扶養手当については、定年制職員給与規程(平成27年規程第16号)第22条を準用し、支給要件及び支給期間については別に定める(本条を準用する無期雇用転換した非常勤職員及び無期雇用転換した事務補佐員に同じ。)。

(地域手当)

第21条 地域手当は、次の各号に定める地域に在勤する月給制職員に対して、その月給制職員が受けるべき本給及び本給の特別調整額の月額の合計額(以下この条において「算定基礎額」という。)に、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- (1) 東京都特別区 100分の20
 - (2) 大阪府大阪市 100分の16
- 2 前項に該当する月給制職員が、在勤する部署が移転したとき(これらの職員が当該移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していたときに限る。)において、当該移転の日後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該移転の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動前の支給割合」という。)に達

しないこととなるときは、当該月給制職員には同項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が当該移転の日後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合以下となるときは、当該移転の日から1年を経過するまでの間)、算定基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該移転前の支給割合
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)当該移転前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(超過勤務手当)

第22条 超過勤務手当は、任期制職員就業規程第9条、無期雇用転換職員就業規程第9条に規定する所定勤務時間外、及び任期制職員就業規程第12条、無期雇用転換職員就業規程第12条に規定する休日に勤務を命じられた任期制職員に対し、その勤務時間1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

- (1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125
 - (2) 休日における勤務(休日において、勤務することを命じられた任期制職員が休日の振替を行ったときを除く。) 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、1日当たり8時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第2項に定める労働時間)を超える勤務及び休日における勤務(任期制職員就業規程第12条第3項、無期雇用転換職員就業規程第12条第3項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員に対しては、その60時間を超えて勤務した全時間について勤務1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- (1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役
 - (2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント
 - (3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薦

コーディネーター

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第23条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、欠勤した任期制職員に対しては、最初の3日間は有給とする。また、その後の欠勤期間は、給与の額から労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)により支給された休業補償の額を控除した額を、休業補償給付の支払いが確認された後支給する。この場合において、期末手当を算定するときは、当該欠勤期間を出勤したものとみなす。

- 2 任期制職員の病気休暇を取得した期間の給与は、病気休暇に関する取扱い細則(令和3年3月29日細則第16号)に基づいて計算した上限を超えない期間について、本給、扶養手当(第20条の2に定める手当)及び地域手当の全額を支給する。
- 3 前項に規定する有給期間を超えて欠勤するとき、任期制職員就業規程第19条、無期雇用転換職員就業規程第19条に規定する無断欠勤とするとき、並びに前2項に該当しない負傷又は疾病による欠勤及び私事等による欠勤をするときは、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。
- 4 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に欠勤をしている月給制職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(介護休業者及び部分休業者の給与)

第24条 任期制職員就業規程第34条、無期雇用転換職員就業規程第34条の規定による介護休業又は部分休業期間中の任期制職員の給与は、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

- 2 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている月給制職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(育児休業者及び部分休業者の給与)

第25条 任期制職員就業規程第33条、無期雇用転換職員就業規程第33条の規定による育児休業期間中の任期制職員の給与は、支給しない。また、部分休業期間中の任期制職員の給与については、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

- 2 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている月給制職員のうち、

基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある月給制職員には、前項の規定にかかるわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 3 給与が支給されない期間の諸控除については、機構が指定する方法で行うものとする。この場合において、育児休業期間中の社会保険料の個人負担分の免除を受けようとするときは、機構に申し出ることとする。

(この規則により難いときの措置)

第26条 特別の事情により、この規程によることが適当でないと認められるときの任期制職員の給与の取扱いについては、雇用契約書において別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号。以下「機構法」という。)附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の任期付職員又は非常勤職員であった者のうち、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者で、施行日現在満60歳に達していない者の給与は、月給制とし、この規程第14条第4項の規定に基づき格付けを行うが、当該格付けにより計算された本給月額が、前年度に受けている本給月額に達しないこととなるときは、平成31年度までの間、本給月額のほかその差額に相当する額を本給として支給する。ただし、当該任期制職員の契約を更新する際に、当該任期制職員が満60歳に達する日を超えているときは、その最初の年度の給与は年俸制とし7,728,000円／年を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセント減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。

- 3 機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の任期付職員であった者のうち、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者で、施行日現在満60歳に達する日を超えて雇用される者の給与は年俸制とし平成27年度は7,728,000円／年を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセント減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。

4 機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の非常勤職員であった者で、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者のうち、施行日現在満60歳に達する日を超えて雇用される者の給与は年俸制とし、平成27年度は当該任期制職員が平成26年度に受けていた年俸と同額を、平成28年度は前年度の額から2.2パーセント減じた額を、平成29年度は前年度の額から1.3パーセントを減じた額を、平成30年度は前年度の額から0.5パーセント減じた額を、また平成31年度は前年度の額から0.8パーセント減じた額を支給する。ただし、満65歳に達する日を超えた年度の契約更新は行わない。

5 前項の規定にかかわらず、機構法附則第3条に定める国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継に伴い、施行日の前日に独立行政法人医薬基盤研究所の非常勤職員であった者で、施行日付で引き続き機構の任期制職員となった者のうち、東日本統括グループ長の職に就いた者の給与は月給制とし、この規程第14条第4項及び平成29年規程第89号による改正前の同条第5項の規定に基づき格付けを行うが、当該格付けにより計算された本給月額が、前年度に受けている本給月額に達しないこととなるときは、平成31年度までの間、本給月額のほかその差額に相当する額を本給として支給する。ただし、満65歳に達する日を超えた年度の契約更新は行わない。

6 第2項から前項までに規定する額については、人事院勧告により変更することがある。

附 則(平成27年10月1日規程第31号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規程第71号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規程第82号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規程第89号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年2月13日規程第100号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月31日規程第115号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月9日規程第2号)

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附 則(令和2年1月30日規程第29号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規程第20号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月28日規程第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規程第16号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月12日規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規程第26号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月19日規程第13号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規程第22号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第14条関係)

年俸等区分表

	標準的な業務	年俸(円)
I級	特に高度の知識・経験を有し、職責及び職務内容が極めて重要な業務を所掌する職務	6,312,000
II級	高度の知識・経験を有し、職責及び職務内容が重要な業務を所掌する職務	5,538,000
III級	職務内容が知識・経験を必要とする一般的な業務に従事する職務	4,560,000
IV級	職務内容が一般的な業務に従事する職務	3,789,600

備考 特別な能力又は実績を有すると認められる者は、この表の年俸額に100分の10の範囲内の額を加算した額を年俸として設定することができる。

別表第2(第14条関係)

級別本給表

	1等級		2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円	等級 号給	月額 ／円
1	1001	367,2001 700	340,3001 900		312,54001 00		260,15001 00		199,16001 00		142,67001 00			
2	1002	370,2002 200	343,3002 000		314,94002 00		262,55002 00		202,06002 00		144,27002 00			
3	1003	372,2003 600	345,3003 100		317,44003 00		265,05003 00		204,86003 00		145,77003 00			
4	1004	375,2004 000	347,3004 200		319,84004 00		267,55004 00		207,56004 00		147,37004 00		141,2 00	
5	1005	377,2005 400	349,3005 200		322,34005 00		269,95005 00		210,36005 00		148,97005 00		142,9 00	
6	1006	379,2006 800	351,3006 300		324,54006 00		272,45006 00		213,16006 00		150,57006 00		144,5 00	
7	1007	381,2007 700	353,3007 400		326,84007 00		274,85007 00		215,76007 00		152,27007 00		146,1 00	
8	1008	384,2008 000	355,3008 400		329,14008 00		277,15008 00		218,56008 00		153,97008 00		147,8 00	
9	1009	386,2009 400	357,3009 400		331,34009 00		279,45009 00		221,26009 00		155,77009 00		149,4 00	
10	1010	388,2010 700	359,3010 400		333,44010 00		281,65010 00		223,66010 00		157,67010 00		151,0 00	
11	1011	391,2011 200	361,3011 300		335,64011 00		283,95011 00		226,16011 00		159,57011 00		152,7 00	
12	1012	393,2012 700	363,3012 400		337,64012 00		285,95012 00		228,26012 00		161,67012 00		154,4 00	
13	1013	396,2013 100	365,3013 800		339,74013 00		288,15013 00		230,66013 00		163,67013 00		156,0 00	

14	1014	398,2014	367,3014	341,84014	290,35014	233,06014	165,77014	157,600
		400	400	00	00	00	00	00
15	1015	400,2015	369,3015	343,94015	292,45015	235,36015	167,87015	159,200
		900	900	00	00	00	00	00
16	1016	403,2016	372,3016	345,14016	294,65016	237,66016	170,17016	160,900
		100	400	00	00	00	00	00
17	1017	405,2017	374,3017	347,24017	296,85017	239,76017	172,57017	162,500
		300	800	00	00	00	00	00
18	1018	407,2018	377,3018	349,34018	298,95018	241,86018	174,87018	164,100
		700	100	00	00	00	00	00
19	1019	410,2019	379,3019	351,44019	301,05019	243,76019	177,37019	165,800
		100	500	00	00	00	00	00
20	1020	412,2020	381,3020	353,44020	303,15020	245,86020	179,47020	167,300
		300	800	00	00	00	00	00
21	1021	414,2021	384,3021	355,44021	305,25021	247,96021	182,07021	168,800
		600	100	00	00	00	00	00
22	1022	416,2022	386,3022	357,44022	307,25022	249,76022	184,57022	170,500
		900	500	00	00	00	00	00
23	1023	419,2023	388,3023	359,34023	309,65023	251,76023	187,27023	172,100
		200	800	00	00	00	00	00
24	1024	421,2024	391,3024	360,94024	311,85024	253,76024	189,77024	173,700
		500	200	00	00	00	00	00
25	1025	423,2025	393,3025	363,44025	314,35025	255,86025	192,57025	175,300
		900	600	00	00	00	00	00
26	1026	426,2026	396,3026	365,74026	316,55026	258,26026	195,47026	176,900
		300	000	00	00	00	00	00
27	1027	428,2027	398,3027	368,24027	319,05027	260,16027	198,27027	178,500
		700	400	00	00	00	00	00
28	1028	431,2028	400,3028	370,64028	321,45028	262,46028	200,87028	180,200
		000	800	00	00	00	00	00

29	1029	433,2029	403,3029	373,04029	323,75029	264,76029	203,67029	181,800
		300	200	00	00	00	00	00
30	1030	435,2030	405,3030	375,34030	326,05030	267,26030	206,27030	183,400
		400	400	00	00	00	00	00
31	1031	437,2031	407,3031	377,74031	328,25031	269,46031	208,97031	185,000
		700	700	00	00	00	00	00
32	1032	440,2032	410,3032	380,14032	330,55032	272,06032	211,67032	186,600
		000	100	00	00	00	00	00
33	1033	442,2033	412,3033	382,34033	332,75033	274,36033	214,27033	188,200
		200	300	00	00	00	00	00
34	1034	444,2034	414,3034	384,74034	334,85034	276,76034	216,87034	189,800
		500	600	00	00	00	00	00
35	1035	446,2035	416,3035	387,04035	336,45035	278,96035	219,37035	191,400
		700	900	00	00	00	00	00
36	1036	448,2036	419,3036	389,24036	338,55036	281,26036	221,87036	193,100
		900	100	00	00	00	00	00
37	1037	451,2037	421,3037	391,24037	340,65037	283,36037	224,27037	194,700
		200	300	00	00	00	00	00
38	1038	453,2038	423,3038	393,24038	342,65038	285,56038	226,77038	196,400
		300	400	00	00	00	00	00
39	1039	455,2039	425,3039	395,24039	344,75039	287,66039	229,17039	197,900
		500	400	00	00	00	00	00
40	1040	457,2040	427,3040	397,24040	346,85040	289,66040	231,57040	199,500
		800	500	00	00	00	00	00
41	1041	460,2041	429,3041	399,34041	348,85041	291,76041	233,07041	201,000
		000	700	00	00	00	00	00
42	1042	462,2042	431,3042	401,24042	350,55042	293,86042	235,17042	202,700
		200	800	00	00	00	00	00
43	1043	464,2043	433,3043	403,24043	352,65043	296,06043	237,27043	204,200
		500	800	00	00	00	00	00

44	1044	466,2044	436,3044	405,14044	354,55044	298,16044	239,17044	205,900
		700	000	00	00	00	00	00
45	1045	469,2045	438,3045	407,14045	356,55045	300,16045	241,27045	207,500
		000	100	00	00	00	00	00
46	1046	471,2046	440,3046	409,14046	358,45046	302,26046	243,17046	209,200
		300	200	00	00	00	00	00
47	1047	473,2047	442,3047	410,94047	359,95047	304,36047	244,97047	210,700
		200	200	00	00	00	00	00
48	1048	475,2048	444,3048	412,94048	361,95048	306,36048	246,97048	212,300
		500	300	00	00	00	00	00
49	1049	477,2049	446,3049	414,94049	363,85049	308,36049	248,97049	213,900
		700	400	00	00	00	00	00
50	1050	479,2050	448,3050	416,84050	365,55050	310,26050	250,67050	215,400
		900	400	00	00	00	00	00
51	1051	482,2051	450,3051	418,74051	367,55051	312,26051	252,57051	216,900
		100	500	00	00	00	00	00
52	1052	484,2052	452,3052	420,74052	369,55052	314,26052	254,17052	218,600
		300	600	00	00	00	00	00
53	1053	486,2053	454,3053	422,74053	371,55053	316,16053	255,97053	220,300
		300	600	00	00	00	00	00
54	1054	488,2054	456,3054	424,74054	373,45054	317,76054	257,67054	221,900
		200	600	00	00	00	00	00
55	1055	490,2055	458,3055	426,64055	375,45055	319,56055	259,37055	223,500
		300	500	00	00	00	00	00
56	1056	492,2056	460,3056	428,44056	377,35056	321,36056	261,07056	225,100
		400	500	00	00	00	00	00
57	1057	494,2057	462,3057	430,24057	379,25057	323,16057	262,97057	226,800
		500	500	00	00	00	00	00
58	1058	496,2058	464,3058	432,14058	381,05058	324,86058	264,87058	228,300
		500	500	00	00	00	00	00

59	1059	498,2059	466,3059	434,04059	382,85059	326,66059	266,67059	229,800
		500	400	00	00	00	00	00
60	1060	500,2060	468,3060	435,84060	384,55060	328,26060	268,47060	231,600
		600	400	00	00	00	00	00
61	1061	502,2061	470,3061	437,64061	386,25061	330,06061	270,17061	233,200
		700	000	00	00	00	00	00
62	1062	504,2062	472,3062	439,54062	387,95062	331,86062	271,800	
		800	000	00	00	00	00	
63	1063	506,2063	474,3063	441,44063	389,35063	333,66063	273,600	
		800	000	00	00	00	00	
64	1064	508,2064	476,3064	443,34064	391,05064	335,36064	275,400	
		900	000	00	00	00	00	
65	1065	511,2065	478,3065	445,14065	392,65065	337,06065	277,200	
		000	000	00	00	00	00	
66	1066	513,2066	479,3066	446,84066	394,35066	338,36066	278,900	
		100	900	00	00	00	00	
67	1067	515,2067	481,3067	448,54067	396,05067	340,06067	280,500	
		100	700	00	00	00	00	
68	1068	517,2068	483,3068	450,24068	397,65068	341,76068	282,200	
		200	600	00	00	00	00	
69	1069	519,2069	485,3069	452,04069	399,35069	343,46069	283,900	
		200	500	00	00	00	00	
70	1070	521,2070	487,3070	453,84070	400,95070	345,16070	285,300	
		300	500	00	00	00	00	
71	1071	523,2071	489,3071	455,64071	402,45071	346,76071	287,000	
		200	400	00	00	00	00	
72	1072	525,2072	491,3072	457,34072	404,05072	348,36072	288,700	
		200	300	00	00	00	00	
73	1073	527,2073	493,3073	459,04073	405,65073	349,86073	290,400	
		200	200	00	00	00	00	

74	1074	529,2074 000	494,3074 900	460,74074 00	407,05074 00	351,06074 00	291,9 00				
75	1075	531,2075 000	496,3075 700	462,44075 00	408,65075 00	352,56075 00	293,5 00				
76	1076	533,2076 000	498,3076 500	464,04076 00	410,25076 00	354,06076 00	294,9 00				
77	1077	534,2077 800	500,3077 300	465,74077 00	411,75077 00	355,66077 00	296,4 00				
78	1078	536,2078 700	502,3078 100	467,44078 00	413,35078 00	357,16078 00	297,9 00				
79	1079	538,2079 500	503,3079 800	469,14079 00	414,85079 00	358,46079 00	299,4 00				
80	1080	540,2080 000	505,3080 400	470,84080 00	416,45080 00	359,96080 00	300,9 00				
81	1081	541,2081 800	507,3081 100	472,44081 00	417,85081 00	361,46081 00	302,4 00				
82	1082	543,2082 600	508,3082 800	473,94082 00	419,35082 00	362,86082 00	303,9 00				
83	1083	545,2083 400	510,3083 500	475,64083 00	420,75083 00	364,06083 00	305,4 00				
84	1084	547,2084 100	512,3084 200	477,24084 00	422,25084 00	365,56084 00	306,8 00				
85	1085	548,2085 800	513,3085 900	478,84085 00	423,5 00						
86	1086	550,2086 400	515,3086 500	480,44086 00	425,0 00						
87	1087	552,2087 000	517,3087 100	482,04087 00	426,2 00						
88	1088	553,2088 600	518,3088 700	483,64088 00	427,6 00						

89	1089	555,2089 000	520,3089 100	485,14089 00	429,0 00							
90	1090	556,2090 500	521,3090 600	486,84090 00	430,4 00							
91	1091	557,2091 900	523,3091 100	488,44091 00	431,8 00							
92	1092	559,2092 400	524,3092 800	490,04092 00	433,3 00							
93	1093	560,2093 900	526,3093 300	491,64093 00	434,7 00							
94	1094	562,2094 300	527,3094 800	493,24094 00	436,1 00							
95	1095	563,2095 700	529,3095 300	494,84095 00	437,5 00							
96	1096	565,2096 100	530,3096 700	496,24096 00	438,8 00							
97	1097	566,2097 300	532,3097 000	497,74097 00	440,1 00							
98	1098	567,2098 700	533,3098 400	499,14098 00	441,4 00							
99	1099	569,2099 000	534,3099 800	500,34099 00	442,7 00							
100	1100	570,2100 300	536,3100 200	501,74100 00	444,0 00							
101		2101	537,3101 500	503,14101 00	445,2 00							
102		2102	538,3102 700	504,44102 00	446,5 00							
103		2103	539,3103 900	505,64103 00	447,7 00							

104		2104	541,3	3104	506,9	4104	448,9					
			200		00		00					
105		2105	542,3	3105	508,1	4105	450,1					
			400		00		00					
106				3106	509,3	4106	451,4					
					00		00					
107				3107	510,5	4107	452,5					
					00		00					
108				3108	511,7	4108	453,7					
					00		00					
109				3109	512,9	4109	454,9					
					00		00					
110				3110	513,9	4110	456,0					
					00		00					
111				3111	515,0	4111	457,1					
					00		00					
112				3112	516,2	4112	458,3					
					00		00					
113						4113	459,3					
							00					
114						4114	460,3					
							00					
115						4115	461,3					
							00					
116						4116	462,3					
							00					
117						4117	463,2					
							00					
118						4118	464,1					
							00					

119						4119	465,1						
120						4120	466,0						